

自己点検事項

◇ 療養病棟療養環境改善加算1 (A222-2)

(1) 医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告している。

(適 ・ 否)

(3) 当該療養病棟に係る病室の病床数は、1病室につき4床以下である。

(適 ・ 否)

(4) 当該療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき、6.4平方メートル以上である。

(適 ・ 否)

(5) 当該病院に機能訓練室を有しており、当該機能訓練室の床面積は、内法による測定で、40平方メートル以上である。なお、当該機能訓練室には、長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具を備えている。必要な器械・器具とは、例えば訓練マットとその付属品、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、各種測定用具(角度計、握力計等)である。

(適 ・ 否)

(6) 療養病棟に係る病床に入院している患者1人につき、内法による測定で1平方メートル以上の広さを有する食堂が設けられている。

(適 ・ 否)

(7) 療養病棟の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室が設けられている。

(適 ・ 否)

※ 当該談話室は、上記(6)の食堂と兼用であっても差し支えない。

(8) 当該保険医療機関内に、身体の不自由な患者の利用に適した浴室が設けられている。

(適 ・ 否)

※ 当該加算を算定できる期間については、当該病棟の増築または全面的な改築を行うまでの間とする。

医療機関コード
保険医療機関名